

令和 7 年度鹿島市創業支援等事業補助金（利子補給補助金） 募集要綱

この事業は鹿島市内で新たに独立・開業をした者に対して、創業における借入金利息の一部を補助することで創業者を支援し、創業者の事業発展、ひいては鹿島市内のにぎわいづくりや雇用創出による鹿島市の活性化に寄与することを目的とする。

1. 応募資格

応募資格は次のすべての要件を満たす法人または個人とする。

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日以降に鹿島市内において創業した者で、創業から現在までの間において創業資金を用途として借り入れを行った者。
- (2) 借入時から 12 か月間、1 か月以上の延滞が 1 度もなかった者。
- (3) 鹿島商工会議所の会員に入会すること。
- (4) 事業を 3 年以上継続することが見込まれること。
- (5) 市内の既存店舗を閉店し、新たに新店舗を開業した者でないこと。
- (6) すでに事業を営む者の新事業展開や業態転換による新店舗でないこと。
- (7) 事業を開始する者（法人の場合は代表者）の年齢が 18 歳以上であること。
- (8) 事業に必要な許可・認可等を受けていること。
- (9) 住所を有する市町村の税を滞納していないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団に係る者でないこと。
- (11) その他本事業による補助金を交付することが公益上適当でないと認める業種は除く。
- (12) 起業支援補助金の交付を受けていない者。

2. 返還請求

下記に該当した場合は市からの助成金返還請求に応じる。

- (1) 3 年以内の廃業・市外移転を行った場合
- (2) 申請内容に虚偽の内容があったことが判明した場合

3. 補助額

補助金交付額は、次表のとおりとする。

対象経費	補助率（補助金額）
融資利息の 12 か月分を上限とした 本件申込時点までの支払済利息 (元金据置期間の利息も含む)	10 分の 10 以内（上限 10 万円）

4. 募集期間

募集期間：令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

※ただし、随時募集を受け付けるが予算額に達した場合は募集を終了とする。

5. 申請手続き

提出書類に必要事項を記入のうえ、鹿島商工会議所に提出する。

なお、提出していただいた書類は本事業に限り使用し、返却はいたしません。

6. 補助金の交付申請提出書類

- (1) 鹿島市創業融資利子補給補助金交付申請書 創業等一様式第1号（利子補給）
- (2) 当該借入金の金銭消費貸借契約書の写し
- (3) 金融機関発行の返済予定表
- (4) 約定弁済の確認ができる書類（返済用口座通帳の写し）
- (5) 創業した日付が確認できる書類（開業届等）

・個人事業：開業届（写）

・法人：法人設立届出書（写）

履歴事項全部証明書（写） ※3ヶ月以内に発行のもの

※開業届については、電子送信したことを証明する記載があるもの、もしくは開示請求し、税務署の收受印が確認できるもの。

- (6) 市税の滞納のない証明書（居住する市町村発行のもの）
- (7) 誓約書

7. 書類審査・補助金の交付

提出いただいた書類等の審査を行い、要件を満たした場合は決定した旨を通知します。

補助金の交付は、補助金額確定後、指定された口座へ補助金額を振り込みます

8. 提出及び問合せ先

鹿島商工会議所

住所 鹿島市大字高津原4296-41 電話 0954-63-3231

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。